



令和8年2月9日
不動産・建設経済局不動産市場整備課

不動産特定共同事業の手法とコンプライアンスの留意点について理解を深めよう！

～全国の事業を実施してみたい方向けにウェビナーを開催します！～

不動産特定共同事業について理解を深めたい方、不動産特定共同事業を実際に実施してみたい方等を対象に「不動産特定共同事業の手法と実践的コンプライアンス 全国ウェビナー」を開催します。

人口減少・高齢化による空き家・空き店舗等の遊休不動産の増加が大きな社会課題となっているなか、不動産証券化や、その手法の一つである不動産特定共同事業を用いて民間資金を広く募り、地域の社会課題解決を目指す取組に注目が集まっています。

本ウェビナーでは、不特事業の概要を紹介とともに、不特事業に関わりのある弁護士の先生からコンプライアンス上の留意点について基調講演をいただき、不特事業を行う際に大事なポイントについて理解を深めていただける情報を提供します。

「不動産特定共同事業の手法と実践的コンプライアンス 全国ウェビナー」の概要

- 開催日時：令和8年3月9日（月）16:00-17:30
- 開催形式：オンライン開催（Zoomでの開催を予定。）
- 対象者：
 - ◆ 不動産特定共同事業の制度の概要について理解を深めたい方
 - ◆ 不動産証券化における運営管理・コンプライアンス対応などに従事されている方
 - ◆ その他、講演テーマにご関心のある方 など
- 登壇者：
 - ① 国土交通省 不動産・建設経済局 不動産市場整備課
 - ② 牛島総合法律事務所 弁護士 小山友太
- 参加費：無料
(応募多数の場合、人数調整をお願いする場合がございます。)

お申込み方法

3月5日（木）17時までに下記URLより事務局にお申込みください。

<https://forms.office.com/e/Um88d25FhV>

※取得した個人情報は適切に管理し、必要な用途以外に利用しません。

(事務局)

有限責任監査法人トマツ（担当：應矢・屋敷）

E-mail : info_ftkseminar@tohmatsu.co.jp

<問合せ先>

不動産・建設経済局 不動産市場整備課 不動産投資推進室 吉岡、船木

代表：03-5253-8111（内線 25156）、直通：03-5253-8289

